

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
学習支援型リソース最適化に基づく超高速マルチバンド無線通信システム	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘1番1号	4120905002554	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	12,701,000円	12,701,000円	100%	-				
テラヘルツ帯高効率・高機能ストレッチャブルRS技術の研究開発	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘1番1号	4120905002554	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	12,740,000円	12,740,000円	100%	-				
セマンティック通信による多端末連携型の状況理解と消防システムへの適用	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘1番1号	4120905002554	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	5,915,000円	5,915,000円	100%	-				
セマンティック通信による多端末連携型の状況理解と消防システムへの適用	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	株式会社スペースタイムエンジニアリング 東京都千代田区神田佐久間町三丁目27番地3号	6010001133619	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	5,915,000円	5,915,000円	100%	-				
果樹への農業散布におけるドローン運行計画上の周波数共同利用に関する研究開発	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	学校法人立命館 京都府京都市中京区西ノ京東桐尾町8番地	9130005004289	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	6,388,200円	6,388,200円	100%	-				
果樹への農業散布におけるドローン運行計画上の周波数共同利用に関する研究開発	支出負担行為担当官 藤田 清太郎 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年8月2日	株式会社スペースタイムエンジニアリング 東京都千代田区神田佐久間町三丁目27番地3号	6010001133619	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	5,224,700円	5,224,700円	100%	-				
電波監視業務連絡用無線局の通信回線契約(電監生駒)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	株式会社オプテージ 大阪市中央区城見2-1-5	9120001062589	会計法第29条の3第4項及び判決第102条の4第3号 本件は、当局に設置している連絡用無線局の制御部と近畿地方整備局生駒無線中継所に設置している無線設備本体を回線接続し、通信品質の確保及び状態監視を行うために必要な回線契約を行うものである。回線については令和3年度に株式会社オプテージから調達しており、本年度も継続使用が必要があるため。		1,201,200円	-	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(彦根)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,333,200円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(園部)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,069,200円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(港)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,361,352円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(淀川)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		927,828円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(阿倍野)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,427,856円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(泉佐野)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,320,000円	100%	-				

電波監視用施設の設置に伴う建物賃借契約(天理)	支出負担行為担当官 藤田 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。	924,000円	924,000円	100%	-				
-------------------------	--	----------	--------------------------------	--	--	----------	----------	------	---	--	--	--	--